

〔別紙〕



登録取消し処分(違反情状の特に重いもの)

処分日:平成23年10月18日

番号	業者名(代表者名)・登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	主な処分理由(違反事項)
1	株式会社親愛コミュニティー(永井信一郎) 東京都知事(1)第31244号 登録年月日:平成21年8月10日	新宿区新宿二丁目15番22号 S2ビル9階	貸金業務取扱主任者の設置、純資産要件、必要な体制の整備要件、変更の届出、登録営業所等以外営業の禁止、証明書の携帯、従業者名簿の備付、貸付条件等の掲示、純資産額の未充足の届出、事業報告書の提出

(適用条文 貸金業法第24条の6の4第1項第1号)